

浄化槽を使用している皆さんへ

－ 浄化槽の適切な管理を －

浄化槽を使用している人は、浄化槽法で義務付けられた清掃・保守点検・法定検査を必ず行ってください。浄化槽の機能を十分に発揮させ、生活雑排水を処理するためには、適切な維持管理が必要不可欠です。適切な管理で地域の水環境と皆さんの快適な生活環境を守りましょう。



浄化槽 ↗

■ 清掃の実施（年1回以上）：市長による許可事業者に委託（法第10条）

浄化槽内にたまった汚泥やスカム（有機物を分解した微生物の死骸）などが一定の量を超えると浄化槽の機能が低下するため、それを引き抜き、浄化槽内の洗浄を行います。機能が低下すると、皆さんの排出物がそのまま公共水域などに流れてしまうこともあります。必ず年に1回以上清掃を行ってください。

【許可事業者】

西・東・深良地区 ▶▶ 山水総業 電話 055-992-1561

富岡・須山地区 ▶▶ 富士クリーンサービス 電話 055-997-6100

※希望の日時がある場合は、早めの予約が必要です。

■ 保守点検の実施（年3～4回以上）：県知事による登録事業者に委託（法第10条）

浄化槽の運転状況の点検や各設備の調整、修理のほか、消毒薬の補充など浄化槽を正常に機能させるための作業を行います。県ホームページにある浄化槽保守点検業者登録一覧表に掲載されている業者に委託して実施してください。

【保守点検業者登録業者】

○静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002650/1018001.html>



■ 法定検査の受検（年1回）：県知事による指定検査機関へ申込（法第11条）

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するため、外観検査や水質検査、書類検査（保守点検や清掃の記録）を行います。県生活科学検査センターに依頼してください。

※保守点検や清掃の記録が必要です。3年間保管してください。

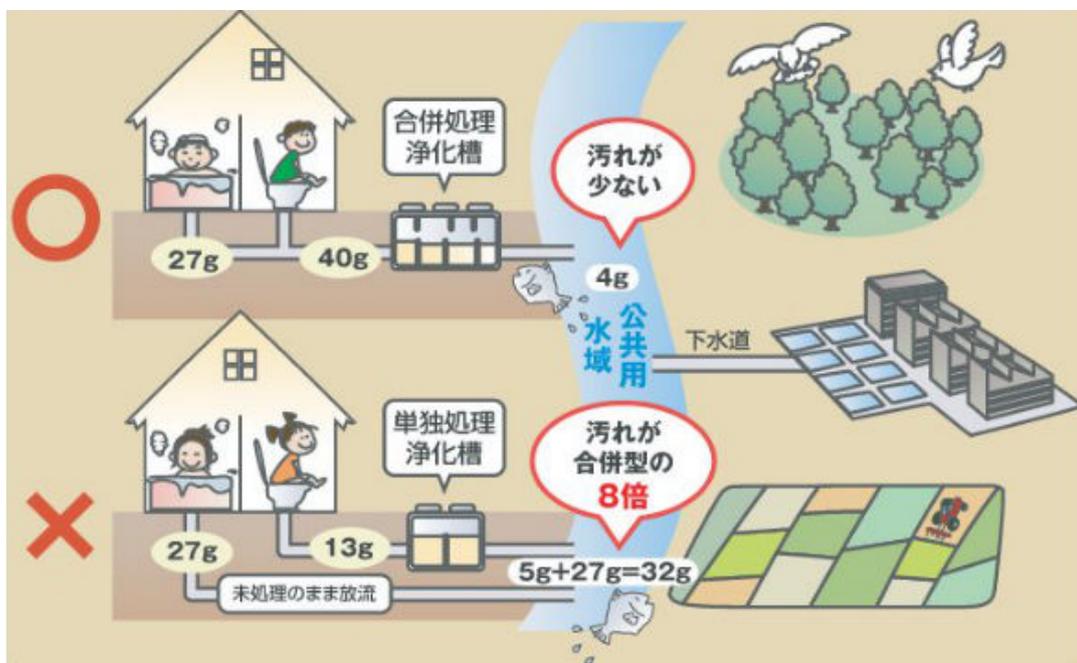
【指定検査機関】

静岡県 ▶▶（一財）静岡県生活科学検査センター 電話 054-621-5030

一 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を

トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」の場合、台所などから出る生活雑排水は処理されません。「合併処理浄化槽」は生活雑排水も処理するため、放流する汚れが8分の1になり環境に配慮されます。

市では、対象区域の合併処理浄化槽への転換に補助金を交付しています。水環境を守るため、積極的に転換しましょう。



出典：環境省発行小冊子「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」

○裾野市公式ウェブサイト

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/kurashi/7/3/2509.html>



問い合わせ 裾野市生活環境課 電話 055-995-1816